

松江市特定認可外保育施設第3子以降保育料軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て支援及び少子化対策として、多子世帯における保護者の経済的負担の軽減を図るため、認可保育所の不足を補完することができる一定の要件を満たした認可外保育施設（以下「特定認可外保育施設」という。）に在籍している子どもの保護者に松江市特定認可外保育施設第3子以降保育料軽減事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する施設のうち、次のいずれの要件も満たす施設
 - ア 法第6条の3第10項に規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第1号又は第2号に規定する施設を除く。）であること。
 - イ 認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を満たしていること。
 - ウ 松江市内の認可保育所の通常保育（以下「通常保育」という。）と同等に、月曜日から土曜日までにおいて1日につき11時間の保育を提供していること。
 - エ 0歳児から2歳児までの保育を実施していること。
- (2) 多子世帯 松江市内に住所を有し、特定被監護者等（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者又は保護者若しくはその配偶者の直系卑属であって、保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。）が3人以上いる世帯で、当該特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）のうち満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるもの（以下「第3子」という。）が、専ら一の特定認可外保育施設に在籍している世帯
(補助金の対象者)

第3条 補助金の対象者は、多子世帯のうち、保育を必要とする事由を有する第3子の保護者とする。ただし、第3子が特定認可外保育施設のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（以下「企業主導型保育所」という。）に在籍している場合は、市町村住民税非課税世帯（企業主導型保育所を利用する月の属する年度（企業主導型保

育所を利用する月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)の市町村民税が非課税である世帯をいう。)に属するものを除く。

(補助金の額)

第4条 1月当たりの補助金の額は、既に納入した第3子に係る特定認可外保育施設の保育料(入園料、延長保育料、通常保育と同等と認められない利用形態の保育料、保護者会費その他これに準ずる費用を除く。以下同じ。)の額と、42,000円(企業主導型保育所にあつては、国が定める標準的な保育料の額)のいずれか低い方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3子が、子ども・子育て支援法第30条の4第3号に該当する場合は、同法第30条の2の規定により支給されるべき施設等利用費を補助金の額から差し引くものとする。

(補助金の交付対象となる事業の内容)

第5条 補助金の交付対象となる事業の内容は、令和5年3月1日(令和4年度において補助金の申請をしていない場合は同年4月1日)から令和6年3月31日までの間に第3子が特定認可外保育施設において提供を受けた保育について、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において保育料を納付するものとする。ただし、既に補助金の交付を受けたもの又は補助金以外の他の補助制度の適用を受けるものを除く。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者は、令和6年2月29日までに規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に、承諾書(別記様式)を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書の提出については、着手日以降の申請を認めるものとする。

(着手届及び完了届)

第7条 規則第11条の規定による着手・完了届の提出は、これを省略するものとする。

(補助金の終期)

第8条 補助金の終期は、令和6年3月31日とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年8月分までの補助金の交付については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の要綱により補助金の交付対象となっていた満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもの保護者で、市町村民税非課税世帯に属するものに対する補助金の交付については、令和3年度に限り、なお従前の例による。この場合において、第4条中「42,000円」とあるのは、「37,000円」とする。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。